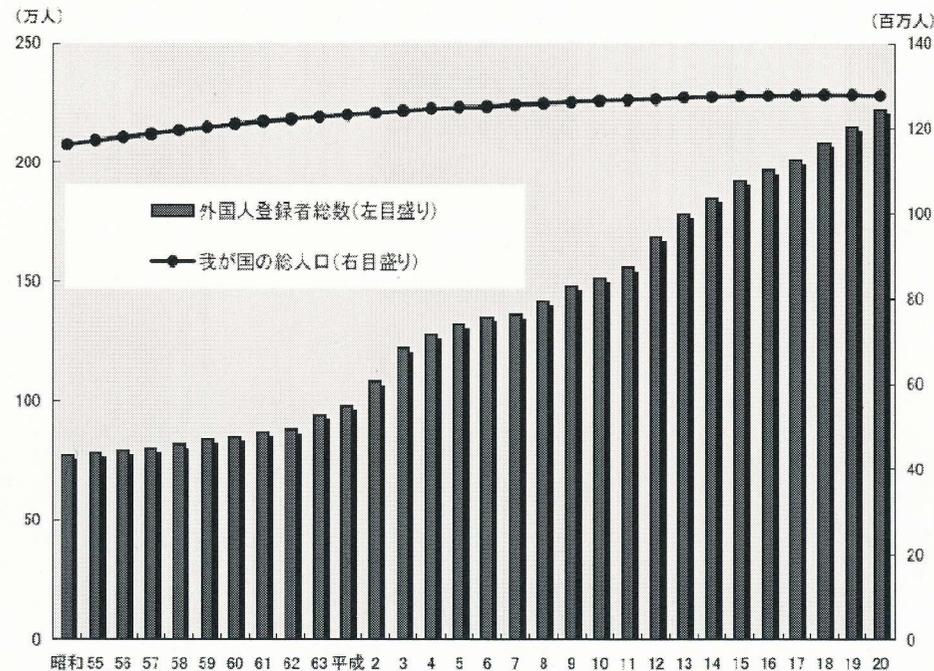


多文化共生の推進について

1 背景

平成2年の入管法改正により入国が容易になった南米からの日系人等は、近年急速に増加するとともに、定住傾向を示しているが、これらの者は日本語によるコミュニケーションが十分にできない場合も多く、その対応が地方公共団体における喫緊の課題となっている。



(法務省入国管理局ホームページより)

2 施策の概要

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

- ・平成17年度、18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、地方公共団体の多文化共生施策全般について検討の上、報告書を作成し、公表。
- ・平成18年3月には、研究会における検討を踏まえ、地方公共団体の施策の参考となるよう「地域における多文化共生推進プラン」を通知。
- ・平成19年度から、すべての地方公共団体を対象に、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況を調査し、各地方ブロックごとに開催される地域国際化連絡会議において配布。
- ・平成20年度に地方公共団体等における多文化共生推進事例を調査し、平成21年4月に(財)自治体国際化協会ホームページにおいて公表。

多文化共生推進プランの概要(平成18年3月)

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化 行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習支援 オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

② 生活支援

居住 多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育 学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境 ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉 問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災 平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発 日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画 キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生の推進体制の整備

担当部署の設置や庁内の横断的な連携

担当部署の設置、各部局との連携

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(全体)

(団体数、%)

回 答		都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	全体
(1) 指針・計画について	多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	11 (23%)	6 (100%)	19 (100%)	2 (100%)	1 (100%)	0 (100%)	39 (100%)
	国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	27 (57%)	11 (100%)	57 (100%)	3 (100%)	4 (100%)	0 (100%)	102 (100%)
	総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	6 (13%)	1 (100%)	186 (100%)	7 (100%)	77 (100%)	8 (100%)	285 (100%)
	策定している(計)	44 (94%)	18 (100%)	262 (34%)	12 (52%)	82 (10%)	8 (4%)	426 (23%)
	策定していないが、今後策定の予定がある	2 (4%)	0 (100%)	89 (100%)	3 (100%)	42 (100%)	5 (100%)	141 (100%)
	策定しておらず、今後策定の予定もない	1 (2%)	0 (100%)	409 (100%)	8 (100%)	673 (100%)	177 (100%)	1268 (100%)
	策定していない(計)	3 (6%)	0 (0%)	498 (66%)	11 (48%)	715 (90%)	182 (96%)	1409 (77%)
	総 計	47 (100%)	18 (100%)	760 (100%)	23 (100%)	797 (100%)	190 (100%)	1835 (100%)
	無回答	0	0	4	0	7	1	12

(注)平成21年3月総務省自治行政局国際室調査による。(平成21年4月1日現在)

(注)調査対象団体数1847 (都道府県47+市町村1777+特別区23)

(注)割合には無回答は含まない。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

<改正概要>

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 (施行期日：入管法等改正法の施行日(公布後3年以内の政令で定める日))
 - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
 - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。 (施行期日：公布後3年以内の政令で定める日)
 - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
 - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に関して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

【外国人住民関係の改正内容】

住民票を作成する対象者

・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等

住民票の記載事項

・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行について

移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)

